

令和2年度(2020年度)

札幌市 住宅エコリフォーム補助制度

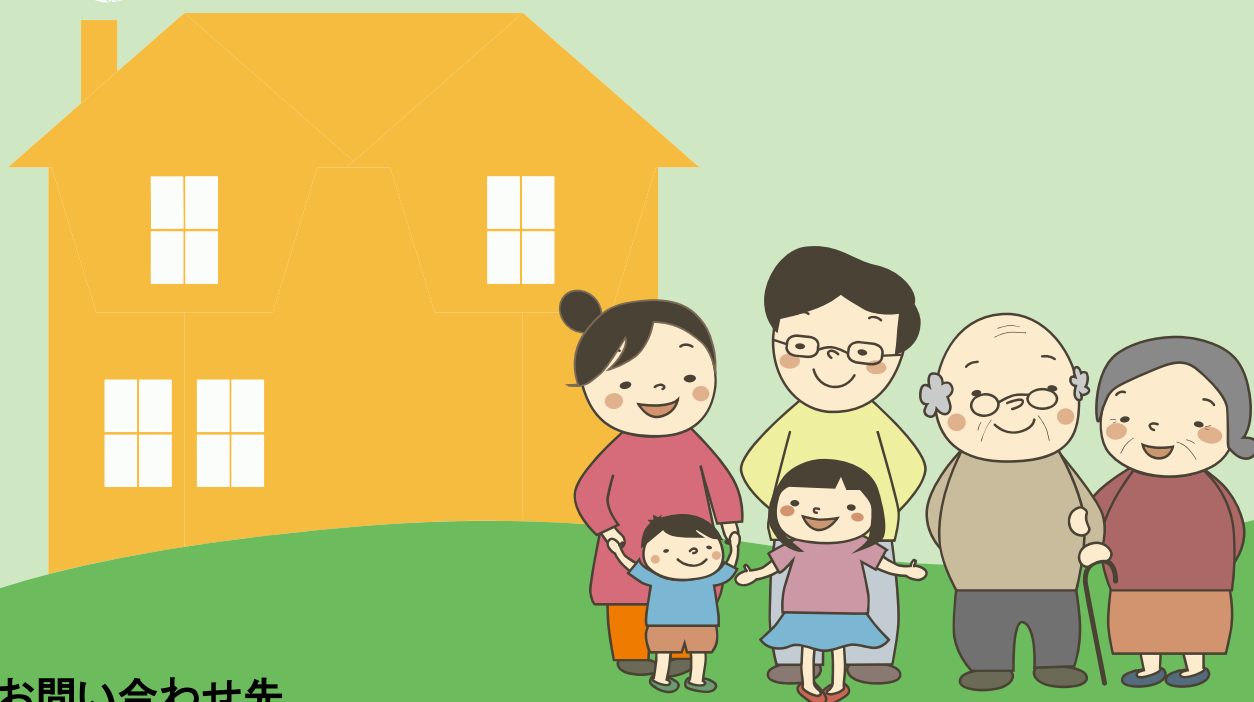
省エネ改修・バリアフリー改修
の費用の一部を補助!!

受付期間 令和2年(2020年)

第1回 : 5月8日(金)~

第2回 : 9月4日(金)~

申請者、工事内容、施工業者などに条件があり、
工事着手前に申請が必要です。



お問い合わせ先

札幌市都市局市街地整備部住宅課(民間住宅担当)

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階(北側)

電話 : 011-211-2807

HPアドレス : <http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/03reform/eco/eco.html>



さっぽろ市

02-M01-20-240

R2-2-192

補助制度の概要について

■補助対象の住宅は？

○市内の住宅で、次に掲げるもの

①戸建住宅

②共同住宅の住戸部分

※賃貸住宅を補助対象住宅として申請する場合は、工事完了報告時までには住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（低額所得者・高齢者・障がい者・子育て世帯などの入居を拒まない賃貸住宅）への登録が必要です。

※店舗や事務所との兼用住宅は、住宅部分が全体の過半の場合のみ、住宅部分が補助対象となります。

※共同住宅の共用部分については、補助対象外となります。

※社宅や寮等、賃貸の用に供する住宅等で入居対象者が著しく制限されるものは補助対象外となります。

■申請者の条件は？

○補助金交付申請時に補助対象の住宅を所有し、又はこれに居住している札幌市民（未成年を除く）及び営利法人で、下記条件を満たし、住宅を改修する方

①申請者が個人の場合は、本市の市・道民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。

②申請者が法人の場合は、市内に事業所（本店又は支店）を有し本市の法人市民税及び固定資産・都市計画税を滞納していないこと。

※②の法人については、会社法に基づき会社の本店又は支店の所在場所が札幌市内に商業登記された法人。

○暴力団員又は暴力団関係事業者でない方

■どのような工事が対象となるの？

バリアフリー改修工事

- ①浴室の改良
- ②便所の改良
- ③階段の改良
- ④段差の解消
- ⑤廊下の拡幅
- ⑥手すりの設置
- ⑦出入口の戸の改良
- ⑧玄関前スロープ設置

※詳しくはP5～6をご覧ください。

省エネ改修工事

- ⑨窓の断熱改修
- ⑩断熱改修工事
 - ・床全体の断熱改修
 - ・屋根又は天井全体の断熱改修
 - ・外壁全体の断熱改修

※詳しくはP5～6をご覧ください。

○補助金額の合計が3万円以上になり、かつ、総工事費（税抜）が30万円以上の工事が対象となります。

○補助金交付決定後に工事に着手し、申請年度の1月末日までに完了する工事が対象となります。

詳しくは【補助金交付までの流れ】（P4参照）をご覧ください。

■補助金はいくらもらえるの？

○補助金の交付額は、補助対象工事ごとに市が定める補助金額の合計とし、総工事費（税抜）の10%（千円未満切捨）又は1戸当たり50万円（複数戸所有する者にあっては一所有者100万円）のいずれか少ない額を限度とする。

※補助対象工事ごとに市が定める補助金額は【補助対象工事と補助金額について】（P5～6参照）をご覧ください。

※総工事費は、補助対象外の工事も含めて支払った合計金額（税抜）です。申請時に見積額で申請してください。ただし、補助金交付申請後に補助金交付申請額の増額及び補助対象工事の追加の変更申請はできません。したがって、補助金交付決定後に工事費が増額になった場合でも、補助金額の上限額は申請時に提出した見積額（税抜）の10%（千円未満切捨）又は50万円のいずれか少ない額となります。

■申請時における請負施工業者の条件について

○建設業許可を受け、札幌市内に主たる営業所を有する事業者

※建設業許可を受ける際に、主たる営業所として1か所登録している営業所のことです。

※建設業許可を受けた建設業者は、国土交通省のホームページから検索することができます。

検索サイトで【建設業者・宅建業者等企業情報検索システム】と入力して検索してください。

※請負施工業者を設計業者、施工業者、資材業者など複数に分けて契約する場合、全ての業者が条件を満たす必要があります。

■補助申請の受付期間はいつからいつまで？

回数	受付期間 令和 2 年 (2020 年)	抽選日 (予定)	抽選がなかった場合の受付延長最終期限
第 1 回	5 月 8 日 (金) ~ 5 月 21 日 (木)	5 月 25 日 (月)	8 月 31 日 (月)
第 2 回	9 月 4 日 (金) ~ 9 月 17 日 (木)	9 月 23 日 (水)	11 月 30 日 (月)

- 受付期間内に申請額が予定額を超えた場合は抽選を行います。
- 申請額が予定額に達しなかった場合は、受付期間を延長して予定額に達するまで先着順で受け付けます。受付延長最終期限より前でも予定額に達した時点で受付を終了します。
- 予定額に対する申請額の進捗状況についてはホームページでお知らせします。
- 抽選の有無及び結果はホームページで公開します。
- 抽選の結果、落選した方には「抽選結果通知書」を送付します。当選した方（補助金交付予定者）には申請内容審査後に、「補助金交付決定通知書」又は「補助金不交付決定通知書」を送付します。
※審査には 2 か月程度の日数がかかる場合があります。

■注意事項

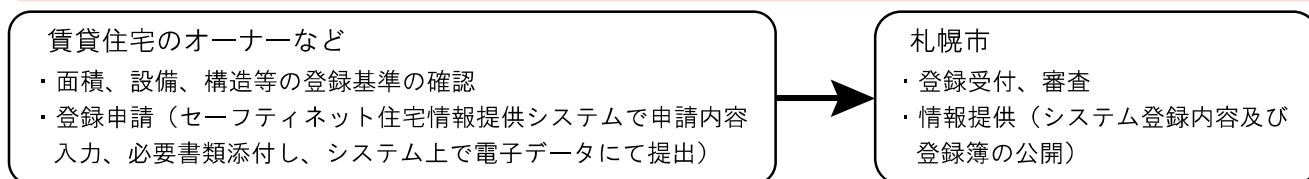
- 補助金交付決定を受ける前に工事に着手している住宅は対象となりません。**
工事（補助対象外の工事も含む申請時に提出した見積内容全ての工事）の着手は、補助金交付決定通知日以降に行ってください。
- 補助金の交付は、同一住宅及び同一市民（又は一法人）につき、それぞれ年度ごとに一回限りです。
- 新築や建替は対象になりません。（判断に迷う場合はお問い合わせください。）
- 転売目的のリフォーム工事は対象になりません。
- 工事費（材料費含む）がかからない工事については対象になりません。（※手すりの設置工事を行うが、見積書に「手すりサービス」や「手すり支給品」などの記載がある場合。）
- 中古品は対象になりません。
- 建物登記事項証明書の権利部（甲区）に処分の制限の登記（仮差押えなど）がある場合や、未登記建物など所有が明確に確認できない場合は、対象にならない場合があります。
- 建築基準法に適合しない住宅は対象になりません。
- 同じ工事箇所で、介護保険法に基づく住宅改修費の支給など、他の補助事業等との併用はできません。
- 国の減税制度や固定資産税の減税は、併用可能です。（別途、減税等の対象となる条件を満たすことが必要です。）
- 申請書 (P14 ~ 17)、同意書 (P18) は切り取るかコピーしてご利用ください。また、全ての様式は、ホームページからダウンロードできます。（<http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/03reform/eco/eco.html>）

■住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について

- 低額所得者・高齢者・障がい者・子育て世帯などの住宅確保要配慮者（要配慮者）の入居を拒まない賃貸住宅として登録する民間賃貸住宅です。賃貸人は札幌市に賃貸住宅を登録し、札幌市は登録情報を要配慮者などに広く提供します。（登録情報は、ホームページや札幌市住宅課窓口で閲覧できます。）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の流れ



セーフティネット住宅情報提供システム

（ホームページ：<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>）

札幌市公式ホームページ（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度）

（ホームページ：http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/11sn_seido/tourokujutakuseido.html）

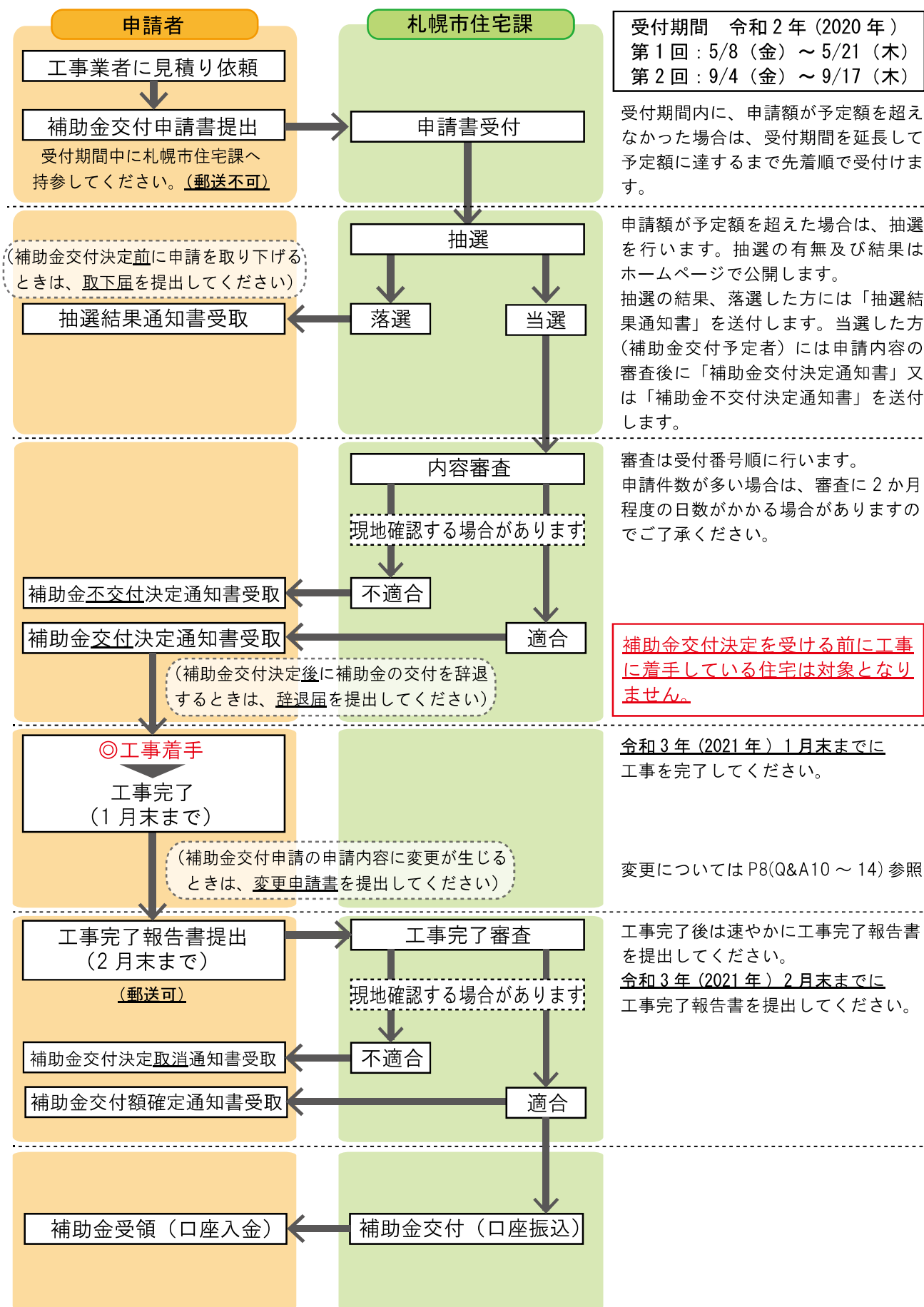
提出書類について (提出前に□に✓して確認してください。補助金交付決定後は書類を返却しません。)

申請時の提出書類	注意事項
□補助金交付申請書 (P14~17) 補助金額計算シート・工事内容記入シート	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の印はスタンプ式のゴム印 (シャチハタ等) は不可。 該当する工事について、必ず記入してください。
□工事見積書	<ul style="list-style-type: none"> 見積書の宛先が申請者名 (フルネーム) のもの。 該当する工事の見積項目部分をマーカー等でチェックしてください。
□平面図、間取り図 (手書きでも可)	<ul style="list-style-type: none"> 施工前、施工後の工事内容が確認できる図面 ※補助対象工事が住戸の一部改修の場合でも住戸全体の間取りがわかるものが必要です。
□カタログ等の写し (必要な場合)	<ul style="list-style-type: none"> 浴室を「高断熱浴槽」、「タイル床から滑りにくい床」、又は断熱改修 (窓、床、屋根又は天井、外壁全体) で申請する場合は、性能などが記載されているカタログ等の写しが必要です。
□工事箇所の写真 (完了時の写真と比較します)	<ul style="list-style-type: none"> 申請する<u>全ての項目</u>で改修前の状況が分かる写真が必要です。 寸法の指定がある工事を行う場合は、必要な寸法が読み取れるように「メジャー」や「かね尺」をあてて撮影してください。(P9~10参照)
□住民票 (個人票) (法人の場合は商業・法人登記事項証明書)	<ul style="list-style-type: none"> 3か月以内に発行されたもの (マイナンバーを記載していないもの)
□建物登記事項証明書※1 (取得先: 法務局)	<ul style="list-style-type: none"> 3か月以内に発行されたもの (登記情報提供サービスは不可) ※証明書請求時、「家屋番号」がわかると取得がスムーズです。
□平成31年度 納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> 個人の場合の証明項目: ①市・道民税 ②固定資産税・都市計画税 法人の場合の証明項目: ①法人市民税 ②固定資産税・都市計画税 ②は申請者が所有する札幌市内の土地・建物の全て
□同意書 (必要な場合) (P18)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者がリフォームを行う住宅の所有者でない場合は、所有者の同意書、又は共有名義で申請者の他に所有者がいる場合は、他の所有者の同意書が必要です。

※1 所有者の現住所が建物登記事項証明書の所有者住所と異なるときは、同一人物とわかることを証明する書類 (戸籍附票など登記上の所有者住所氏名が記載されている公的書類) を添付していただく場合があります。(戸籍附票にも記載されない場合はご相談ください。)

完了時の提出書類	注意事項
□工事完了報告書 (ホームページからダウンロードも可)	<ul style="list-style-type: none"> 申請に使用した印鑑で押印してください。 様式は補助金交付決定通知書に同封します。
□口座振込申出書 (ホームページからダウンロードも可)	<ul style="list-style-type: none"> 通帳等の写しの提出をもって、この様式の提出に替えることもできます。通帳の写しを提出する場合は、金融機関名・店名・口座番号・口座名義 (氏名カナ) が確認できるページの写しが必要となります。
□請負契約書の写し (変更分がある場合、変更分の写しも必要)	<ul style="list-style-type: none"> 「注文書」「請書」による契約などで、申請者の印と請負施工業者の印が分かれて押印されている場合は、「請書」の写しを提出してください。 契約書、領収書の金額が申請時の見積書と異なる場合は、その内容が分かる書類 (変更見積書や最終見積書等) も併せて添付してください。
□領収書の写し	
□工事完了の写真 (申請時の写真と比較します)	<ul style="list-style-type: none"> 申請した<u>全ての項目</u>で改修後の状況がわかる写真が必要です。 寸法の指定がある工事を行った場合は、寸法が読み取れるように「メジャー」や「かね尺」をあてて撮影してください。工事内容が明確に確認できる写真が必要です。(P9~10参照) 浴室を「高断熱浴槽」、便所を「節水型便器」で申請した場合は、性能証明書に記載された品番がわかる写真が必要です。「高断熱浴槽」で申請された方は、断熱風呂フタの写真も必要です。 床、屋根又は天井、外壁全体の断熱改修で申請した場合は、部位ごとに「断熱材の製品名が分かる写真」及び「断熱材の施工厚さがわかる施工中の写真」が必要です。
□出荷証明書 (必要な場合)	<ul style="list-style-type: none"> 窓、玄関扉の断熱改修を申請した方 写真にて工事内容が明確に確認できない場合
□性能証明書 (必要な場合)	<ul style="list-style-type: none"> 高断熱浴槽、節水型便器で申請した方 (P8(Q&A16)参照)
□検査済証の写し (必要な場合)	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法に規定する建築確認申請を要する場合
□住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書の写し (必要な場合)	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅の場合

補助金交付までの流れ



受付期間 令和2年(2020年)
第1回: 5/8(金) ~ 5/21(木)
第2回: 9/4(金) ~ 9/17(木)

受付期間内に、申請額が予定額を超えなかった場合は、受付期間を延長して予定額に達するまで先着順で受け付けます。

申請額が予定額を超えた場合は、抽選を行います。抽選の有無及び結果はホームページで公開します。抽選の結果、落選した方には「抽選結果通知書」を送付します。当選した方(補助金交付予定者)には申請内容の審査後に「補助金交付決定通知書」又は「補助金不交付決定通知書」を送付します。

審査は受付番号順に行います。申請件数が多い場合は、審査に2か月程度の日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

補助金交付決定を受ける前に工事に着手している住宅は対象となりません。

令和3年(2021年)1月末までに工事を完了してください。

変更についてはP8(Q&A10 ~ 14)参照

工事完了後は速やかに工事完了報告書を提出してください。

令和3年(2021年)2月末までに工事完了報告書を提出してください。

補助対象工事と補助金額について

補助対象工事の基準	補助金額
1 浴室の改良	
<p>浴室の改修（ユニットバス設置を伴うもの） 対象となる工事は、下記の①～⑤のいずれかに該当する工事</p> <p>①浴室内寸面積が0.2㎡以上増加するもの ②浴槽のまたぎ高さが5cm以上低下するもの ③入口段差が5mm以上低下し、見切り等を含めて段差が5mm以下になるもの ④タイル床から滑りにくい床へ改修するもの ⑤高断熱浴槽へ改修するもの</p> <p>※ 高断熱浴槽とは、日本工業規格（JIS）A 5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有する浴槽（湯温降下が4時間で2.5℃以内） ※ 改修後に手すりが壁面に1か所以上設置されていること（浴槽内の手すりは含まない） ※ 増設は対象外 ※ 補助金額は手すり設置の金額を含んでいます。</p>	90,000 円 / か所
<p>浴室の部分改修（ユニットバス設置を伴わないもの） 対象となる工事は、ユニットバス設置を伴わず、下記の①～⑤に該当する工事</p> <p>※ 改修後に手すりが壁面に1か所以上設置されていること（浴槽内の手すりは含まない） ※ 補助金額に手すり設置の金額は含まれていません。新たに手すりを設置する場合は、「手すりの設置」にて申請してください。 ※申請前にご相談ください。</p>	
①浴室内寸面積が0.2㎡以上増加するもの	27,000 円 / か所
②浴槽のまたぎ高さが5cm以上低下するもの	9,000 円 / か所
③入口段差が5mm以上低下し、見切り等を含めて段差が5mm以下になるもの	9,000 円 / か所
④タイル床から滑りにくい床へ改修するもの	9,000 円 / か所
⑤高断熱浴槽へ改修するもの	27,000 円 / か所
2 便所の改良	
<p>便器の取替え 対象となる工事は、下記の①～④のいずれかに該当する工事</p> <p>①和式を洋式に変更するもの ③便所内寸面積の増加に附帯して便器を取り替えるもの ②節水型便器にするもの ④段差解消工事に附帯して便器を取り替えるもの</p> <p>便器の増設 対象となる工事は、節水型便器を増設するもの</p> <p>※ 節水型便器とは、日本工業規格（JIS）A 5207に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量6.5ℓ以下）</p>	29,000 円 / か所
<p>床面積の増加 対象となる工事は、既存便所内寸面積を0.1㎡以上増加させ、かつ、便器の前方又は側方について、便器と壁又は扉との距離が50cm以上であるもの</p>	21,000 円 / か所
3 階段の改良	
<p>対象となる工事は、下記の①及び②に該当する工事</p> <p>①改修後の階段の勾配が22/21以下であり、蹴上げの寸法の2倍と踏み面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏み面の寸法が195mm以上であるもの。ただし、回り階段の部分で次のいずれかに該当する部分については、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏み面の狭い方の角度が全て30度以上となる回り階段の部分 ・90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏み面の狭い方の角度が全て30度以上となる回り階段の部分 ・180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏み面の狭い方の角度が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分 <p>②蹴込みが30mm以下であるもの</p> <p>※ ①に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏み面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。</p> <p>※ 改修後、既存の手すりを含めて手すりが少なくとも片側に設置されていること ※ 補助金額に手すり設置の金額は含まれていません。新たに手すりを設置する場合は、「手すりの設置」にて申請してください。 ※ 改修後、蹴込み板が無い場合は対象外</p>	屋内階段 58,000 円 / か所 屋外階段 （玄関アプローチ） 25,000 円 / か所

補助対象工事の基準		補助金額
4 段差の解消（浴室、納戸等収納以外）（屋内に限る）		
対象となる工事は、段差が5mm以上低下し、見切り等を含めて段差が5mm以下になるもの（P8(Q&A8)参照） ※ 段差が解消された既存の部屋数で数える ※ 居室の段差解消は、改修後も居室となる部屋に限る ※ 新設の部屋、スロープは対象外		
	洋室、和室等6㎡以上の居室の段差解消のため、床仕上げの改修を行うもの	19,000円/室
	洗面・脱衣室、6㎡未満の居室の段差解消のため、床仕上げの改修を行うもの	9,000円/室
	便所の段差解消のため、床仕上げの改修を行うもの	3,000円/室
	段差解消のため、見切りの撤去のみを行うもの	1,000円/か所
5 廊下の拡幅（屋内に限る）		
対象となる工事は、廊下を5cm以上拡幅し、有効幅員が78cm（柱等の箇所にあつては75cm）以上になるもの		16,000円/か所
6 手すりの設置		
※ 既存の手すりの交換など、機能の向上や改善が伴わないものは対象外		
	150cm未満の手すり設置	3,000円/か所
	150cm以上300cm未満の手すり設置	5,000円/か所
	300cm以上の手すりの設置	9,000円/か所
7 出入口の戸の改良（浴室、納戸等収納の戸以外）（屋内に限る）		
対象となる工事は、下記の①～③のいずれかに該当する工事 ①建具の有効開口を5cm以上拡幅し、有効開口が75cm以上になるもの ②開き戸から引き戸等に変更するもの ③吊り戸に変更するもの ※ 有効開口とは、開き戸は戸の厚み・引き戸は引き残し等を減じた実質の開口幅		15,000円/か所
8 玄関前スロープの設置		
対象となる工事は、道路から玄関へ至る主要な経路に、勾配が1/12以下、有効幅員（床面での内寸法幅）が900mm以上の固定スロープを設置するもの ※ 設置後、手すりが少なくとも片側に設置されていること ※ 補助金額は手すり設置の金額を含んでいます。		44,000円/か所
9 窓の断熱改修		
対象となる工事は、熱貫流率が2.33W/(㎡・K)以下となる窓の交換又は増設をするもの ※居室の窓は全て断熱改修すること（ただし、既存窓で熱貫流率が2.33W/(㎡・K)以下であるものは除くことができる）（P8(Q&A9)参照） ※ ガラス交換のみは対象外 ※ 断熱区画外は対象外 ※ 共同住宅の外窓及び玄関扉は対象外 ※ 戸建住宅で窓の断熱改修と併せて玄関扉（熱貫流率2.33W/(㎡・K)以下）の断熱改修を行う場合、玄関扉も対象となります。		
	窓・玄関扉の外寸面積が、0.2㎡以上1.6㎡未満	7,000円/か所
	窓・玄関扉の外寸面積が、1.6㎡以上2.8㎡未満	12,000円/か所
	窓・玄関扉の外寸面積が、2.8㎡以上	18,000円/か所
10 床、屋根又は天井、外壁全体の断熱改修		
対象となる工事は、いずれも対象部位全体を下記に定める熱抵抗値に適合させる工事 ※ 戸建住宅のみ対象		
	床全体の断熱改修（熱抵抗値：3.3(㎡・K)/W以上）	50,000円/戸
	屋根または天井全体の断熱改修（熱抵抗値：5.7(㎡・K)/W以上）	30,000円/戸
	外壁全体の断熱改修（熱抵抗値：3.3(㎡・K)/W以上）	100,000円/戸

断熱改修の判断基準について

窓・玄関扉の断熱改修の判断基準

○熱貫流率^{※1}が2.33W/(m²・K)以下に適合する建具とガラスの組み合わせの例

対象部位	建具とガラスの組み合わせの例
外窓	樹脂サッシ (Low-E 複層ガラス (空気層 12 mm))
内窓	既存外窓: アルミサッシ (単板ガラス) + 内窓: 樹脂サッシ (複層ガラス (空気層 12 mm))

※1 熱貫流率とは、熱の伝えやすさを表す数値で、数値が小さいほど性能が良いことになります。

熱貫流率は、各サッシメーカーカタログ等でご確認ください。

床、屋根又は天井、外壁全体の断熱改修の判断基準

○断熱材の種類と厚さの仕様例

対象部位	断熱材の熱抵抗値の基準	断熱材の種類 (熱伝導率 ^{※2}) と必要厚さの仕様例
床全体	3.3 (m ² ・K)/W 以上	住宅用グラスウール 24K (0.038W/(m・K)) 135mm
天井全体	5.7 (m ² ・K)/W 以上	吹込み用グラスウール (0.052W/(m・K)) 300mm
外壁全体	3.3 (m ² ・K)/W 以上	高性能グラスウール 16K 相当 (0.038W/(m・K)) 105mm+ 押出法ポリスチレンフォーム保温板 3種 (0.028W/(m・K))20mm

熱抵抗値は次の式により求められます。

$$\text{断熱材の熱抵抗値} [(m^2 \cdot K)/W] = \text{断熱材の厚さ} [m] \div \text{断熱材の熱伝導率} [W/(m \cdot K)]$$

※2 熱伝導率とは、熱の伝わりやすさを表す数値で、数値が小さいほど性能が良いことになります。

熱伝導率は、各断熱材メーカーカタログ等でご確認ください。

住宅エコリフォーム Q&A

補助対象となる住宅・申請者のこと

Q1 中古住宅を購入し、改修工事後に入居する場合は対象となりますか？

A1 対象になる場合と対象にならない場合があります。
本市に住民登録している（法人の場合は市内に事業所を有する）方が、申請時に住宅を所有している場合のみ対象となります。
所有は建物登記事項証明書で確認します。

Q2 子が、親の住んでいる親名義の住宅を工事する場合は対象となりますか？

A2 申請者の条件を満たさないので対象となりません。
対象となるのは住宅の居住者又は所有者です。

Q3 夫が単身赴任で札幌市外に住んでおり、夫が単独所有している札幌市内の住宅に妻が住んでいます。その札幌市内の住宅を改修する場合、対象になりますか？

A3 対象になる場合と対象にならない場合があります。
札幌市内の住宅の居住者である妻が改修工事の契約者・支払者になる場合のみ妻が申請者の条件を満たすことになります。
その場合、所有者である夫の同意書 (P18) が必要となります。

申請時の提出書類に関すること

Q4 平成 31 年 1 月 2 日以降に札幌市民になった場合、市・道民税や固定資産税の納税証明書は必要ですか。

A4 市・道民税の納税証明書は不要ですが、平成 31 年 1 月 1 日以前に市内に建物や土地を所有していた場合は、固定資産税・都市計画税の納税証明書が必要となります。

工事内容や基準に関すること

Q5 総工事費に外構工事は含まれますか？

A5 舗装や塀などの外構工事も総工事費に含めることができます。

Q6 浴室のシャワーヘッド用のスライドバーは手すりに含まれますか？

A6 手すり兼用スライドバーなど、手すり仕様があるものは含まれます。手すり兼用の仕様かどうかはメーカーに確認し、カタログ等の写しを添付してください。

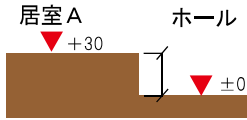
Q7 既存の断熱材を残して、新たに断熱材を加える場合、対象となりますか？

A7 今回の改修工事で付加する断熱材が基準に適合していれば、対象となります。

Q8 「段差」と「見切り」の違いは？

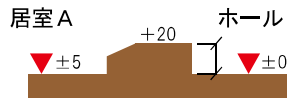
A8 段差を解消する部屋と、基準とする部屋（居間又は廊下・ホールなど）両方の床レベルを比較して判断します。下図参照。
判断に迷った場合は、申請前にご相談ください。

段差の例



ホールの床レベルと、居室Aの床レベルに5mmを超える差がある

見切りの例



ホールの床レベルと、居室Aの床レベル差が5mm以下で高さが5mmを超える見切りがある

Q9 居室の一部の窓がすでに熱貫流率 $2.33\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下に適合しており、残る居室の窓を改修する場合、補助の対象になりますか？

A9 対象になります。
その場合、申請時に改修しない窓の写真とその窓が基準に適合していることが確認できる書類(①又は②)を提出してください。

①出荷証明書および品質証明書

②「省エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第86条」に基づく窓の断熱性能を表示する等級ラベル(★4つが対象)の写真



※窓の熱貫流率については、各サッシメーカーにご確認ください。

変更に関すること

Q10 補助金交付決定後の工事内容の変更は可能ですか？

A10 可能です。
補助対象工事の内容が変わる場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、補助金交付申請額を増額又は補助対象工事の追加の変更申請はできません。変更内容によっては補助の対象とならなくなる場合もあります。

Q11 手すりの位置や窓の大きさの変更は可能ですか？

A11 位置や大きさを変更することは可能ですが、工事前の状況が分かる写真がない場合は、補助の対象となりません。

例①便所の手すりを右の壁から左の壁に変更

例②玄関に設置予定だった手すりを廊下に変更

例③改修予定の洗面所の窓をやめて、ホールの窓を取替える変更など

Q12 提出した見積書から工事代金に変更になりましたが、どうしたらよいですか？

A12 工事完了報告書の提出時に、変更した金額と内容が分かる書類(変更見積書や最終見積書等)を添付してください。

Q13 最終的に工事代金が減額となった場合、補助金額が減額になることがありますか？

A13 減額になることがあります。
最終的に減額となった総工事費(税抜)(領収書の金額)の10%(千円未満切捨)が補助金交付決定額を下回った場合は、補助金額が減額になります。なお、総工事費が増額になっても、補助金交付決定額は変わりません。

Q14 補助制度の申請をした後に工事を中止することになったのですが、届出は必要ですか？

A14 届出が必要です。
補助金交付決定の前であれば「取下届」を、補助金交付決定の後であれば「辞退届」を提出してください。

工事完了時の提出書類に関すること

Q15 工事代金を銀行振込みで支払ったので、領収書がありません。

A15 銀行振込みの場合は、振込明細書又は引落明細書の写し等を提出してください。

Q16 高断熱浴槽、節水型便器への改良で申請した場合、工事完了報告時どのような書類を提出すればいいですか？

A16 高断熱浴槽、Ⅱ形便器の性能証明書(品番の記載、メーカーの押印や署名があるもの)と、改修後の浴槽や便器の品番部分の写真を提出してください。

また、高断熱浴槽で申請した方は、断熱風呂フタの写真も合わせて提出してください。

※性能証明書に記載されている品番が、改修後の製品品番と同じであることを確認して写真を撮影してください。品番の写真が撮れない場合はメーカー等の出荷証明書を提出してください。

出荷証明書は以下の項目がわかるものを提出してください。

- ・メーカー等の押印があるもの
- ・工事名(申請者氏名はフルネーム)
- ・工事場所(枝番、マンション名、号室まで)
- ・納入年月日
- ・製品情報(性能証明書と合致する製品番号等が明記されていること)

写真撮影のポイント

申請時、及び完了報告時に添付する写真について、特に気を付けていただきたい点について掲載しています。
※写真撮影のポイントは一例です。写真を追加をお願いすることもありますのでご了承ください。

■工事箇所すべてに当てはまるもの【改修前、改修後】



浴室全景



出入口の戸全景

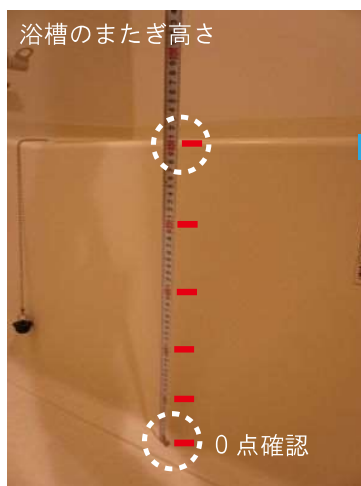


階段及び手摺全景

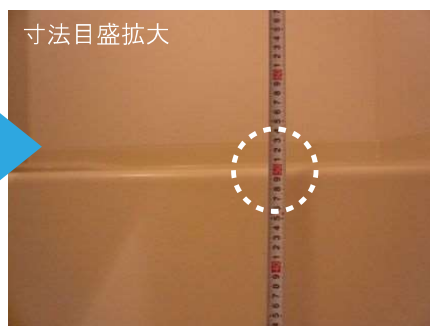
工事箇所の全量が写るように撮影してください。
※一例として浴室、出入口の戸、階段及び手摺の写真に掲載していますが、他の工事箇所も同様に、全量がわかる写真を添付してください。

■寸法の計測が必要な場合【改修前】

- 浴室内寸床面積を増加する
- 既存便所内寸床面積を増加する
- 廊下を拡幅する
- 浴槽のまたぎ高さを低くする
- 段差を解消する（浴室 / 便所 / 居室等）
- 出入口戸の有効開口を拡幅する



浴槽のまたぎ高さ



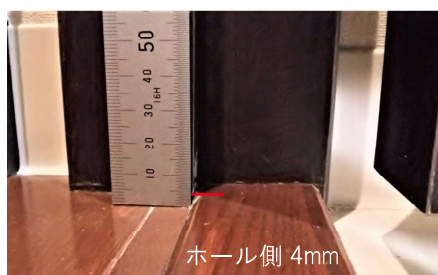
寸法目盛り拡大

カメラを水平にし、数値が読み取れるように撮影してください。（上や斜めから撮影すると正確な数値が読み取れません。）
※メジャーの0点が写るように計測してください。
※数値が読み取れない場合、数値を拡大した写真も必要となります。

「段差の解消」工事の場合、「段差」・「見切り」のどちらに該当するのか判断するため、基準となる部屋側（居間又は廊下・ホールなど）からと、対象となる部屋側からの両側の写真を添付してください。（P8(Q&A8)参照）



図のように、両側から計測し撮影してください。

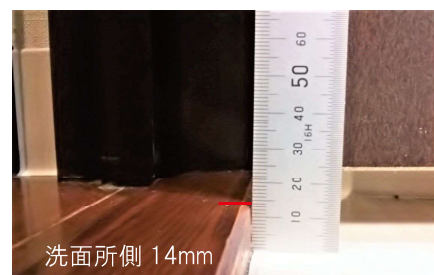


ホール側 4mm



ホール側

洗面所側



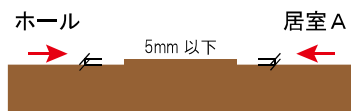
洗面所側 14mm

※上記写真の例は、ホール側が段差 4mm、洗面所側が段差 14mm ありますので、ホールと洗面所の床レベルの差は $14\text{mm} - 4\text{mm} = 10\text{mm}$ となり、5mm を超える差がありますので「段差」に該当します。

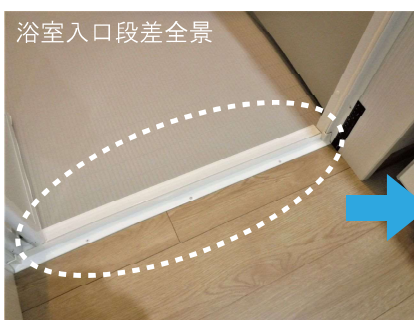
■ 寸法の計測が必要な場合【改修後】

- 浴室内寸床面積を増加する
- 既存便所内寸床面積を増加する
- 段差を解消する（浴室 / 便所 / 居室等）
- 出入口戸の有効開口を拡幅する
- 150cm 以上の手すりの設置
- 浴室のまたぎ高さを低くする
- 階段の改良をする（蹴上げと踏み面と蹴込み）
- 廊下を拡幅する
- 玄関前スロープの設置

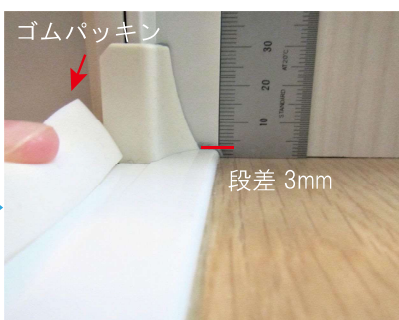
「段差の解消」・「見切りの撤去」工事の場合、改修後に見切りや建具のレール等を含めて段差が5mm以下に解消されていることを確認します。【改修前】と同様に、基準となる部屋側（居間又は廊下・ホールなど）からと、対象となる部屋側からの両側の写真を添付してください。



図のように、両側から計測し撮影してください。



浴室入口段差全景



ゴムパッキン

段差 3mm

カメラを床に置くなどして、水平に撮影してください。（上や斜めから撮影すると正確な数値が読み取れません。）※浴室の入口段差の解消で、入口下部の立ち上がり部分がゴムパッキンなど柔らかい素材の場合、それがわかる写真（指で押さえるなど）も必要となります。

■ 手すり設置の工事を申請する場合

設置予定箇所に手すりが無いことがわかる写真を添付してください。

手すりを設置する可能性がある箇所はすべて撮影し、提出してください。（完了時に比較します）

※設置した箇所が施行前に手すりが無かったことが確認できない場合、補助の対象となりません。



手すり施工前（手すりなし確認）



手すり施工後

■ 窓の断熱改修工事を申請する場合



洋室 A①—番号を付ける

カーテンを開けた状態で、逆光にならないように注意して撮影してください。また、図面と写真に番号を付けるなどして、どの窓の写真かわかるようにしてください。

※工事完了報告時にサッシや玄関ドアの出荷証明書を提出してください。出荷証明書にも番号を付けるなどして、どの窓かわかるようにしてください。

他の補助制度のご案内 - さらに暮らしやすい家へ -

札幌市では、札幌市住宅エコリフォーム補助制度のほかにも住宅に関する補助制度を行っています。
※補助の対象となる工事箇所を明確に区分できる場合に限り、併用可能となります。

札幌市木造住宅耐震化補助制度

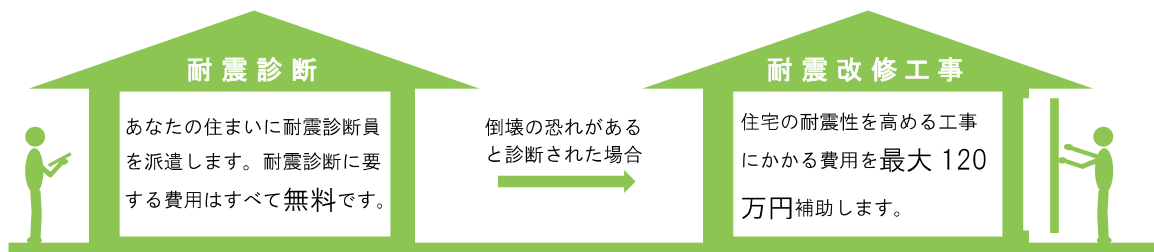
◎対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建てられた木造の戸建住宅、長屋、共同住宅（この他いくつかの要件があります。）

◎耐震改修の流れ

●STEP1 まずは住宅の耐震性を調べましょう！

●STEP2 住宅の耐震性を高める工事を行いましょう！

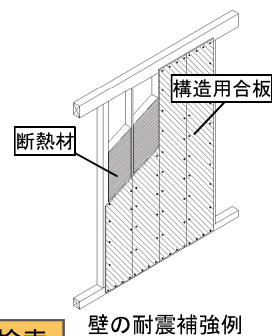


※耐震診断と耐震改修工事の申込期間は異なりますのでご注意ください。

◎住宅エコリフォーム補助制度と併せて、お得に耐震化！

住宅エコリフォーム補助制度の断熱改修と一緒に耐震改修補助制度を利用すると、住宅の省エネ化と耐震化が同時に図られて居住性が一層アップします。

耐震改修工事では、右図のように外装材を撤去し、筋交いを入れたり構造用合板を張って壁を補強するため、同時に断熱材を入れ替えることで経済的に改修工事を行うことができます。



お問い合わせ先：札幌市都市局建築指導部建築安全推進課
TEL：011-211-2867

札幌 耐震 補助

検索

再エネ省エネ推進補助金制度

◎住宅エコリフォーム補助制度と併せて、さらなる省エネを！

再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器を導入する市民の方に導入費用の一部を補助します。

◎補助対象機器

電気の自給自足をお考えの方

太陽光発電

定置用蓄電

給湯器の更新をお考えの方

燃料電池（エネファーム）

暖房器の更新をお考えの方

木質バイオマス（ペレット・薪）ストーブ

冷暖房設備の更新をお考えの方

地中熱ヒートポンプ

お問い合わせ先：札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課 TEL：011-211-2872

申請書の記入例 (様式1-1、1-2)

令和2年度(2020年度)

札幌市住宅エコリフォーム補助金交付申請書

(あて先) 札幌市長
札幌市住宅エコリフォーム補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ 申請者 氏名 ※1	カインシュウ タロウ	印鑑 改修	申請日 2020年 5月 8日
フリガナ 住所 ※2	改修 太郎	改修	携帯 090-1234-XXXX
フリガナ 氏名 ※3	カインシュウ タロウ	改修	自宅 011-123-XXXX
フリガナ 住所 ※3	カインシュウ タロウ	改修	生年 月 日 50年 ×月 ×日
フリガナ 住所 ※3	カインシュウ タロウ	改修	T(S) 区 50年 ×月 ×日

※1 法人の場合は、登記上の法人代表者名を記入してください。申請内容等に職務事項が生じた場合、手続代行者へ委任状を提出する工事完了報告書や請求書など、全て同一の印鑑の押印が必要です(ゴム印等は不可)。
※2 宅に提出する工事完了報告書の範囲は、札幌市住宅エコリフォーム補助金交付要綱第8条、第9条、第11条、第12条及び第13条に規定する申請、届出及び報告とする。
※3 法人の場合は、登記上の所在地を記入してください。

手続代行者情報
フリガナ 札幌市建設株式会社
住所 札幌市中央区北×条西×丁目×-×
フリガナ 同上
住所 同上
フリガナ 札幌市建設株式会社
住所 札幌市中央区北×条西×丁目×-×

建設業者情報
フリガナ サッポロ○○ケンセツカンパニー株式会社
住所 札幌市中央区北×条西×丁目×-×
フリガナ 札幌市建設株式会社
住所 札幌市中央区北×条西×丁目×-×
フリガナ 札幌市建設株式会社
住所 札幌市中央区北×条西×丁目×-×

補助対象工事の補助金額合計
総工事費(概算) 5,000,000円
※30万円以上が対象
補助金額合計 ① 378,000円
※8万円以上が対象
補助金額合計 ② 500,000円
補助金交付申請額 (①と②のいずれか少ない額で、かつ50万円以下) 378,000円

その他の補助申請(予定を含む。)の有無について、該当する□にレを記入してください。
□有 ※有の場合、補助事業名及び工事内容を記入
□無 ※同じ工事箇所、他の補助事業等との併用はできません。

申請にあたっては、次の事項を確認の上、誓約及び承諾書は□にレを記入してください。
□提出した平成31年度固定資産税・都市計画税納税証明書、私が本市に所有する土地・建物すべてにかかるとも、私が本市に所有する土地・建物がある方のみ□にレを記入してください。
□私は、札幌市住宅エコリフォーム補助事業の申請に当たり、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成8年法律第77号)第2条第5号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員)に該当しない者であることと、今後、これらの者とならないことを誓約します。
□上記の誓約に反することがないことと、今後、これらの者とならないことを誓約します。
□また、上記の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

目的及びこの申請書に記入された内容は、警察等に照会する場合がありますが、この申請書に記入された個人情報、この事務の内容及びこの事業から暴力団員を排除する目的以外には使用しません。
賃貸住宅を補助対象住宅として申請する方は、下記も記入してください。
住居確保要配慮者申請書 申請書 申請書
□ 申請済み □ 申請予定 □ 月

令和2年度(2020年度) (要綱様式1-2)

【補助金額計算シート】

■1戸(1住戸)ごとに、下記に該当する工事項目にチェックを入れてください。

浴室の改修(ユニットバスの設置を含むもの) (補助金額は手すり金額を含んでいません。)	<input checked="" type="checkbox"/>	建築物、住戸番号、家賃番号等 (申請書中の申請内容と一致するもの)	()か所 × 90,000円	90,000円
階段の部分改修(ユニットバスの設置を含むもの) (補助金額は手すり金額を含んでいません。)	<input type="checkbox"/>		()か所 × 27,000円	
面積の増加	<input type="checkbox"/>		()か所 × 9,000円	
また高さの低下	<input type="checkbox"/>		()か所 × 9,000円	
入口段差の解消	<input type="checkbox"/>		()か所 × 9,000円	
トイレ床から滑りにくい床	<input type="checkbox"/>		()か所 × 9,000円	
高断熱浴槽	<input type="checkbox"/>		()か所 × 27,000円	
車道の取替え、増設	<input type="checkbox"/>		()か所 × 29,000円	58,000円
床面積の増加	<input type="checkbox"/>		()か所 × 21,000円	
便所の改良	<input type="checkbox"/>		()か所 × 58,000円	
階段の改良(補助金額は手すり金額を含んでいません。新たに手すりを設置する場合は、「手すり」の取扱いに申請してください。)	<input type="checkbox"/>		()か所 × 25,000円	
階段の改良	<input type="checkbox"/>		()か所 × 19,000円	
段差の解消	<input type="checkbox"/>		()か所 × 9,000円	
廊下の拡幅	<input type="checkbox"/>		()か所 × 16,000円	
手すりの設置	<input type="checkbox"/>		()か所 × 3,000円	
出入口の戸の改良	<input type="checkbox"/>		()か所 × 5,000円	
玄関前スローストップ設置	<input type="checkbox"/>		()か所 × 15,000円	
窓の断熱改修	<input type="checkbox"/>		()か所 × 7,000円	
断熱改修	<input type="checkbox"/>		()か所 × 30,000円	
窓の断熱改修	<input type="checkbox"/>		()か所 × 12,000円	
窓の断熱改修	<input type="checkbox"/>		()か所 × 18,000円	
窓の断熱改修	<input type="checkbox"/>		()か所 × 50,000円	
窓の断熱改修	<input type="checkbox"/>		()か所 × 30,000円	
窓の断熱改修	<input type="checkbox"/>		()か所 × 100,000円	

①補助対象工事の補助金額合計 378,000円

札幌市住宅エコリフォーム補助金交付申請書

（あて先）札幌市長

札幌市住宅エコリフォーム補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請日 年 月 日

申請者情報	フリガナ		印※2	電話	携帯	—	—
	申請者氏名※1			生年月日	自宅	—	—
	住民登録住所※3	〒 -		T・S・H	年	月	日
	リフォームを行う住宅の所在場所（住居表示）	〒 -					

※1 法人の場合は、登記上の商号及び代表者名を記入してください。

※2 後に提出する工事完了報告書や請求書など、全て同一の印鑑の押印が必要です（ゴム印等は不可）。

※3 法人の場合は、登記上の所在場所を記入してください。

手続代行者情報	※手続きを代行させる場合は、下欄に必要事項を記入してください。申請内容等に確認事項が生じた場合、手続代行者へ問合せします。手続き代行の範囲は、札幌市住宅エコリフォーム補助金交付要綱第8条、第9条、第11条、第12条及び第13条に規定する申請、届出及び報告とする。		
	(会社名・事業所名)	フリガナ	
		担当者名	
		電話	

請負施工業者情報	フリガナ		フリガナ	
	法人名称		担当者名	
			電話	
建設業許可	建設業許可番号	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 北海道知事（特・般一）()第 号		
	主たる営業所の所在地	札幌市 区		

補助金交付申請額	補助対象工事の補助金額合計		総工事費（見積書の金額を記入してください。）	
	※次のページの補助金額合計を記入してください。 ※3万円以上が対象	① ,000 円	総工事費（税抜） ※30万円以上が対象	円
			総工事費（税抜）の10% ※千円未満切捨	② ,000 円
補助金交付申請額 (①と②のいずれか少ない額で、かつ50万円以下)				,000 円

その他の補助申請（予定を含む。）の有無について、該当するにレを記入してください。

<input type="checkbox"/> 有	※有の場合、補助事業名及び工事内容を記入	補助事業名	
<input type="checkbox"/> 無		工事内容	

※ 同じ工事箇所で、他の補助事業等との併用はできません。

申請にあたっては、次の事項を確認の上、誓約及び承諾する場合はにレを記入してください。

<input type="checkbox"/>	提出した平成31年度固定資産税・都市計画税納税証明書は、私が本市に所有する土地・建物すべてにかかるものです。 ※申請者が本市に所有する土地・建物がある方のみ <input type="checkbox"/> にレを記入してください。
<input type="checkbox"/>	リフォームを行う住宅は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しています。
<input type="checkbox"/>	私は、札幌市住宅エコリフォーム補助事業の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。 上記の誓約に反することが明らかになった場合は、申請を却下されても異存ありません。 また、上記の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

※ この申請書に記入された内容は、警察署に照会する場合がありますが、この申請書に記入された個人情報、この事務の目的及びこの事業から暴力団を排除する目的以外には使用しません。

賃貸住宅を補助対象住宅として申請する方は、下記も記入してください。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への登録状況	<input type="checkbox"/> 登録済み	<input type="checkbox"/> 登録予定（ 月）
------------------------	-------------------------------	-----------------------------------

【 補助金額計算シート 】

(要綱様式1-2)

■ 1戸（1住戸）ごとに、下記に該当する
工事項目にチェックを入れてください。

		建物名、住戸番号、家屋番号等 ※複数戸の申請がある場合のみご記入ください。	
浴室の改良	<input type="checkbox"/> 浴室の改修（ユニットバスの設置を伴うもの） （補助金額は手すりの金額を含んでいます。）	()か所 × 90,000 円	, 000 円
	<input type="checkbox"/> 浴室の部分改修（ユニットバスの設置を伴わないもの）（補助金額に手すりの金額は含まれていません。 新たに手すりを設置する場合は、「手すりの設置」欄にて申請してください。）		
	面積の増加	()か所 × 27,000 円	, 000 円
	またぎ高さの低下	()か所 × 9,000 円	, 000 円
	入口段差の解消	()か所 × 9,000 円	, 000 円
	タイル床から滑りにくい床 高断熱浴槽	()か所 × 27,000 円	, 000 円
便所の改良	<input type="checkbox"/> 便器の取替え、増設	()か所 × 29,000 円	, 000 円
	<input type="checkbox"/> 床面積の増加	()か所 × 21,000 円	, 000 円
階段の改良	<input type="checkbox"/> 階段の改良（補助金額に手すりの金額は含まれていません。新たに手すりを設置する場合は、「手すりの設置」 欄にて申請してください。）		
	屋内階段	()か所 × 58,000 円	, 000 円
段差の解消	<input type="checkbox"/> 洋室、和室等6㎡以上の居室	()室 × 19,000 円	, 000 円
	<input type="checkbox"/> 洗面・脱衣室、6㎡未満の居室	()室 × 9,000 円	, 000 円
	<input type="checkbox"/> 便所	()室 × 3,000 円	, 000 円
	<input type="checkbox"/> 見切りの撤去のみ	()か所 × 1,000 円	, 000 円
廊下の拡幅	<input type="checkbox"/> 廊下を拡幅するもの	()か所 × 16,000 円	, 000 円
手すりの設置	<input type="checkbox"/> 150cm未満の手すり設置	()か所 × 3,000 円	, 000 円
	<input type="checkbox"/> 150cm以上300cm未満の手すり設置	()か所 × 5,000 円	, 000 円
	<input type="checkbox"/> 300cm以上の手すり設置	()か所 × 9,000 円	, 000 円
出入口の戸の改良	<input type="checkbox"/> 出入口の戸の改良	()か所 × 15,000 円	, 000 円
玄関前スロープ設置	<input type="checkbox"/> 道路から玄関へ至る経路にスロープを設置するもの （補助金額は手すりの金額を含んでいます。）	()か所 × 44,000 円	, 000 円
窓の断熱改修	<input type="checkbox"/> 窓の交換又は増設		
	窓・玄関扉の外寸面積0.2㎡以上1.6㎡未満	()か所 × 7,000 円	, 000 円
	窓・玄関扉の外寸面積1.6㎡以上2.8㎡未満	()か所 × 12,000 円	, 000 円
	窓・玄関扉の外寸面積2.8㎡以上	()か所 × 18,000 円	, 000 円
断熱改修	<input type="checkbox"/> 床全体	()戸 × 50,000 円	, 000 円
	<input type="checkbox"/> 屋根又は天井全体	()戸 × 30,000 円	, 000 円
	<input type="checkbox"/> 外壁全体	()戸 × 100,000 円	, 000 円
①補助対象工事の補助金額合計			, 000円

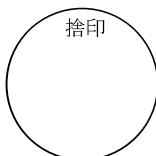
【 工事内容記入シート① 】

(要綱様式1-3)

1戸（1住戸）ごとに、補助金交付申請に該当する工事項目の内容を記入してください。

【省エネ・バリアフリー改修の工事内容】

施工項目	施工部位	項目	改修前	改修後	備考	
浴室		寸法(内寸)	mm × mm	mm × mm		
		高断熱浴槽		有 ・ 無		
		またぎ高さ		mm	mm	
		入口段差		mm	mm	
		床材	タイル床			
		手すり 改修後1か所以上必須		か所	か所	
便所		節水型便器		有 ・ 無		
		寸法(内寸)	mm × mm	mm × mm		
階段		蹴上げ		mm		
		踏み面		mm		
		勾配				
		踏み面(回り部分)		mm		
		勾配(回り部分)				
		蹴込		mm		
		手すり 改修後片側以上必須	なし ・ 片側 ・ 両側	片側 ・ 両側		
段差 (浴室、収納以外) (屋内に限る)		段差・見切り		mm		
		段差・見切り		mm		
		段差・見切り		mm		
		段差・見切り		mm		
		段差・見切り		mm		
		段差・見切り		mm		
		段差・見切り		mm		
廊下 (屋内に限る)		有効幅	mm	mm		
手すり		寸法等		mm		
		寸法等		mm		
		寸法等		mm		
		寸法等		mm		
出入口戸 (浴室、収納以外) (屋内に限る)		形状・有効幅				
		形状・有効幅				
		形状・有効幅				
		形状・有効幅				
		形状・有効幅				
玄関前 スロープ		勾配				
		有効幅		mm		
		手すり 改修後片側以上必須		片側 ・ 両側		



(所有者)

(申請者氏名)

様

同意書

札幌市住宅エコリフォーム補助金交付申請にあたり下記建物の工事を行うことに同意します。

建 物	住居表示 又は 家屋番号	札幌市 区
工事の内容		<input type="checkbox"/> 浴室の改良 <input type="checkbox"/> 便所の改良 <input type="checkbox"/> 階段の改良 <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 廊下の拡幅 <input type="checkbox"/> 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 出入口の戸の改良 <input type="checkbox"/> 玄関前スロープの設置 <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修 <input type="checkbox"/> 屋根又は天井の断熱改修 <input type="checkbox"/> 外壁の断熱改修 <input type="checkbox"/> その他工事

年 月 日

(所有者)

氏 名

印

※この同意書は、申請者と所有者が異なる場合又は共有名義で申請者の他に所有者がいる場合に提出が必要です。

札幌市では他にも住宅改修などに対する支援を行っております。
併せてご活用ください！

木造住宅の耐震化の支援に対する相談

(お問い合わせ先：札幌市都市局建築指導部建築安全推進課 Tel:011-211-2867)

再エネ・省エネ機器設置の支援に対する相談

(お問い合わせ先：札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課 Tel:011-211-2872)

※同一の工事箇所補助金制度を併用することはできません。



札幌市住宅エコリフォーム補助制度